

～消費者の声に耳を傾け、モノ言う機能を最大限に～

電力・ガス小売自由化に関する現状と課題に関する 消費者委員会意見について

消費者委員会事務局

〈経緯〉

電力小売全面自由化が2016年4月に、都市ガス小売全面自由化が2017年4月に開始されたことに関連して、消費者委員会では2017年5月に意見を発出しています（以下、「前回意見」といいます）。今回、消費者委員会公共料金等専門調査会において、前回意見で指摘した論点について自由化後の状況をフォローアップするとともに、今後更に重点的に注視すべき論点を整理し、電力・ガス小売自由化に関する現状と課題に関する消費者委員会意見として5月31日に発出しました（※）。

〈意見の概要〉

1. 電力・都市ガス小売自由化の フォローアップ

前回意見において電力小売自由化について注視すべき論点として指摘した事業者からの情報提供、電力比較サイトの信頼性向上、円滑なスイッチング対応策などについて、都市ガス小売自由化については小売価格及び事業者間の競争動向の監視、適正なガス取引の確保及び競争の促進などについてフォローアップをしています。

2. 今後重点的に注視すべき論点

電力・ガス全面小売自由化について今後、特に重点的に検討・注視すべき論点を以下のとおり整理しています。

(1) 電力分野

① 地域格差や消費者が切替えに及ばない要因の解消

参入事業者数や新電力へのスイッチング率の面で地域格差があります。そのため、地域格差の解消や消費者に対してスイッチングへの興味・関心を引き起こすための方策を検討し、実施すべきと指摘しています。また、比較サイトの利用促進を図るため、信頼性の一層の向上を図る取組が重要と指摘しています。

② 競争条件の整備

事業者間の競争が適切に行われるためには、新電力の電力調達やネットワークの利用の適正性・公正性が重要です。そこで、電力卸市場の活性化策を講ずることや公平な競争環境の下で連携線をより効率的に利用すること等の取組が必要と指摘しています。

③ 経過措置料金解除に係る慎重な検討

2020年3月の経過措置料金規制の解除に向けた議論において客観的な指標や消費者等に関わるデータに基づく慎重な判

(2) 都市ガス分野

① 都市ガス市場の適正監視

都市ガス市場では既に経過措置料金が解除された地域・事業者があり、これらの地域では適正な事後監視が重要ですが、電力・ガス取引監視等委員会により公表されている「特別な事後監視」の結果は具体的な判断根拠等が明らかでないことから、消費者への丁寧かつ詳細な情報提供が必要と指摘しています。

② 競争条件の整備

LNG基地の第三者利用の促進に向け、電力・ガス取引監視等委員会が積極的に検討すべきと指摘しています。また、マンションにおける一括受ガスについても競争促進と消費者利益の擁護の観点からバランスの取れた慎重な検討が必要と指摘しています。

③ 隣接市場であるLPP市場の適正性確保

LPPガス市場についてLPPガス取引適正化ガイドラインの実効性確保の必要性や設備貸与料をガス料金に転嫁している場合のLPPガス事業者及び賃貸事業者の消費者への情報提供について指摘しています。

※ 公共料金等専門調査会における会議資料及び議事録については消費者委員会ホームページにて公開されています。(第41回～第47回)
http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/kokyoryokin/index.html